第22期第15回高知海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時 令和4年10月31日(月) 10時00分から12時39分まで

2 開催場所 高知市本町4丁目3-30 高知県立県民文化ホール 4階「第7及び第8多目的室」

3 出席委員 前田浩志、澳本健也、浦尻和伸、小笠原利幸、木下清、問可柾善 畠中悠、、山﨑國光、石田実、蔭山純由、益本俊郎、川竹佳子、中澤芳江 (計 13 名)

欠席委員 中川幸成、前田嘉広

署名委員 浦尻和伸、山﨑國光

県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長

漁業管理課 浜渦課長

内水面漁業センター 石川チーフ

事務局 飯田事務局長、井上次長、近澤チーフ、谷口主幹、渡邊主査、坂本主事

4 審議事項

第1号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について (三枚網漁業)

第2号議案 制限措置の一部変更について(刺し網漁業、三枚網漁業)

第3号議案 漁業権の一斉切替えに関する取扱方針の一部変更について

第4号議案 令和4年度うなぎ稚魚(しらすうなぎ)特別採捕取扱方針について

5 報告事項

- (1) 漁業権の一斉切替えに関する取扱方針の策定について
- (2) うなぎ稚魚(しらすうなぎ)採捕による混獲調査について

6 議事内容

飯田事務局長

定刻となりましたので、これより第 15 回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員定数 15 名の内、出席委員は 13 名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第 4 条により会が成立していることをご報告いたします。

では、会長、お願いいたします。

前田会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いた だきましてありがとうございます。

それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

松村部長

皆様おはようございます。第 15 回高知海区漁業調整委員会の開催に当たりましてご挨拶を申し上げます。本日は委員の皆様方何かとご多用のところ委員会にご出席いただきましてありがとうございます。今回は日程の都合により午前中の開催となりましたこと、また前回同様にWeb併用の会議となりましたこと、こちらをご容赦いただければと思います。

さて本日は議案4件と報告事項2件をお願いを致します。

第1号議案は漁業の許可、又は起業の認可方針の一部改正についてでございます。こちらは、土佐清水市窪津における三枚網の許可等をすべき船舶等の数の上限を増やすことについてご意見をいただくものでございます。

第2号議案は制限措置の一部変更についてでございます。こちらは土佐 清水市窪津における三枚網及び高知市浦戸地区におけます、きす刺し網の 許可等すべき船舶等の数を変更することについてご意見をお伺いするも のでございます。

第3号議案は漁業権の一斉切替に関する取扱い方針の一部変更についてでございます。こちらは前回の委員会で答申をいただき策定いたしました漁業権の一斉切替えに関する取扱い方針の中で来年7月に提出をいただく予定の漁業権免許申請書に添付する様式の一部を変更することについてご意見を伺うものでございます。

議案の最後、第4号議案は令和4年度のウナギ稚魚特別採捕取扱方針についてでございます。こちらは5年度のシラスウナギの採捕についての特別採捕の許可を行うにあたりその取扱い方針についてご審議をお願いするものでございます。前回の委員会では意見公募を行う前の案についてご報告をさせていただきました。今回はその意見公募でいただいたご意見についてご報告をさせて頂き、ご審議を頂くものでございます。

報告事項につきましては、まず1つ目が漁業権の一斉切替えに関する取扱方針の策定についてでございますが、既に文書の方でもお知らせをさせていただいておりますが、前回の委員会で漁場計画設定申請の様式につきまして、申請者の事務の軽減に繋がる方向での見直しについては、事務局に一任ということでさせていただいております。そちらの整理を行った内容について報告をさせていただくものであります。

2つ目はウナギ稚魚、シラスウナギ採捕による混獲調査についてでございます。昨年度から始まりましたシラスウナギ採捕におけるアユ稚仔魚等の混獲調査について、昨年度の結果と今年度の計画についてご説明をさせていただくものでございます。

委員の皆様方におかれましてはご審議の上適切なご意見ご答申を賜りますようお願いを申し上げましてご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

前田会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、中 川委員と、前田嘉広委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、

浦尻委員と、山﨑委員にお願いします。

前田会長

それでは議題に入ります。

第1号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について(三 枚網漁業)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第1号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正についてご説明いたします。資料1の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

4高漁管第759号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則 (令和2年高知県規則第73号)第4条第1項第11号に掲げる三枚網漁業 について、漁業の許可又は起業の認可方針を一部変更したいので、貴会の 意見を伺います。令和4年10月19日。高知県知事濵田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

今回は、三枚網漁業のうち、たい三枚網漁業の操業区域26について、「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数の上限」を変更したいと考えております。当該漁業の操業区域26というのは、土佐清水市窪津地区のことを指します。現在、窪津地区のたい三枚網漁業については、現許可数である5件を上限として定めており、その上限まで許可をしておりますが、今回、新たな許可申請希望が1件ありました。このことについては、漁協を通じた要望であり、地元調整もとれていることから、許可方針の上限を変更することで申請を受理したいと考えております。

続いて、資料2ページの新旧対照表をお願いします。資料2ページの右側の表中、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数の上限について、現在は5となっておりますが、今回の新規許可申請希望を受けて、この上限を1増やし、6とします。

なお、資料の4ページ以降に、許可方針の一部抜粋を付けております。 以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いい たします。

前田会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第1号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について(三 枚網漁業)」は、原案のとおり改正することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申い たします。

前田会長

続きまして、第2号議案、「制限措置の一部変更について(刺し網漁業、 三枚網漁業)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第2号議案 制限措置の一部変更についてご説明いたしま す。資料2の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

4高漁管第743号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則 (令和2年高知県規則第73号)第4条第1項第9号に掲げる刺し網漁業 及び同条第1項第11号に掲げる三枚網漁業について、制限措置を一部変 更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。令和4年 10月19日。高知県知事濵田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

今回は、刺し網漁業の操業区域5及び三枚網漁業の操業区域26について、新たな新規申請希望が1件あったことから、各漁業について定めた制限措置の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を、現在告示している0から1に変更することについてお諮りするものです。

それでは、資料4ページ、新旧対照表をお願いいたします。ここでは、刺し網漁業のうち、きす刺し網漁業の操業区域5の変更案について説明いたしします。当該漁業の操業区域5とは、高知市浦戸地区のことを指しています。

まず、資料4ページの右側の表中にあります許可又は起業の認可をすべき船舶等の数をご覧下さい。この許可すべき船舶等の数について、現在は、資料右側にあるとおり0として告示しています。しかし、今回新たに当該地区から1件の許可申請希望があったことから、許可すべき船舶等の数を0から1に変更します。

続いて、資料5ページをご覧下さい。資料5ページは三枚網漁業のうち、たい三枚網漁業の操業区域26の変更案について記載しております。操業区域26とは、土佐清水市窪津地区のことを指しています。こちらも、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数について、現在は資料右側のとおり0件として告示していますが、今回新たに許可申請希望が1件ありましたので、許可すべき船舶等の数を0から1に変更します。

ただいま説明しました変更点については、資料2ページから3ページの 告示案のとおり告示を行います。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いい たします。

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第2号議案、「制限措置の一部変更について(刺し網漁業、三枚網漁業)」は、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第3号議案、「漁業権の一斉切替えに関する取扱方針の一 部変更について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

近澤チーフ

それでは、第3号議案 漁業権の一斉切替えに関する取扱方針の一部 変更についてご説明いたします。

はじめに、資料の1ページ目、諮問文の朗読から始めさせていただきます。

4高漁管第780号。令和4年10月21日。高知海区漁業調整委員会会長前 田浩志様。高知県知事濵田省司。令和5年度漁業権の一斉切替えに関す る取扱方針について。このことについては、令和4年9月20日付けの答 申を受けて策定したところですが、別添案のとおりその一部を変更した いので、貴会の意見を伺います。

ここからは、座って説明させていただきます。

まず最初に、この資料には載せておりませんが、前回の答申を受けてすぐに一部変更の諮問をすることとなった経緯について申し上げます。10年に一度の一斉切替えまであと1年となりまして、漁業協同組合のご担当者から、いろいろなお問い合わせをいただいたりして、打ち合わせをする中で、組合でも特に経験の長い職員さんからのお話として、漁業を営む者の属する世帯数の証明を市町村にお願いすることの難しさについてご指摘をいただきました。そこで、数カ所、市役所の担当者に問い合わせをしたところ、やはり世帯数の証明をすることが難しいとのお答えでございました。このような経緯により、今回のご審議をお願いすることとなった次第です。

それではまず、資料の構成についてでございます。資料3の表紙をめくっていただきますと、1ページ目は、最初に朗読した諮問文でございます。その次の2ページ目は、「一部変更の概要」でございます。3ページ目から6ページ目までが、変更する部分の新旧対照表でございま

す。最後の7ページ目は、漁業法の改正前と改正後の参考資料となります。

それでは、資料の2ページ目「一部変更の概要」をご覧ください。ま ず、変更する箇所は、漁業権免許申請要領の様式4、様式5、様式6の 「証明願」でございます。この様式は、共同漁業権や区画漁業権の団体 漁業権について、漁業協同組合に免許するときの適格性(漁業法第72条 第2項)に関する添付書類でございまして、関係地区において漁業を営 む者の属する世帯数のうち、大多数がその漁業協同組合に属しているこ とが要件となっているため提出を求めているものでございます。次に、 変更の内容ですが、関係地区の世帯数について、従来求めていた市町村 長による証明を不要といたします。そして、変更を必要とする理由とし ましては、漁業法の改正で、海区漁業調整委員会の委員公選制が廃止さ れ、選挙人名簿の調製が不要となったことから、市町村長に世帯数の証 明を求めることが困難となったためです。ここで、資料7ページ目の漁 業法改正前後の比較表をご覧ください。関係する条項のみを抜粋してお ります。改正前の漁業法にあった第86条及び第89条が、改正によって削 除されたため、市町村において選挙人名簿の調整をすることが不要とな りました。改正後の漁業法では、第138条が新設され、知事が議会の同意 を得て任命することとなりました。今回、様式の一部を変更し、従来の 市町村による証明は求めないこととし、代わりに漁業協同組合の調書を 提出していただくことといたします。それぞれの地域で、漁業を営んで いる者の状況について、それを最も詳しく把握しているのは、その地元 の漁業協同組合であろうと思われますので、様式の変更を行おうとする ものです。なお、県としても補完的に、漁業協同組合に所属していない 漁業者の把握について、持っている資料を活用する予定でございます。

では、3ページ目の新旧対照表をご覧ください。左の欄が変更後で、右の欄が変更前でございます。初めに、取扱方針の表紙ございます。表紙の下の部分で制定年月の下に括弧書きで一部変更年月を追加いたします。ページをめくっていただきまして、様式4の説明をいたします。資料の4ページでございます。文書のあて先を市町村長から県知事に変更します。そして、文書の題名を「証明願」から「世帯状況調書」に変更し、本文について、変更前は「下記について証明されたく申請します」であったところを変更後は「下記のとおり相違ありません」といたします。それから、様式の下の部分にありました市町村長の証明の部分3行を削除いたします。次のページの様式5の変更の内容も同様です。6ページ目の様式6についても変更の内容は同じでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

浦尻委員

今回新たに県の方で共同漁業権、区画漁業権の説明会があったと思うんですが、その中で新たに追加された部分で、宿毛湾が一番多いと思うんですけど、行使料を明記しなさいいうことが出ていたと思います。それについて別に問題はないんですが、ただ行使料を変更する時には総会をしなさいという形が出ていたと思ってですね、昨年はコロナの関係で国の特別交付税が出てきて、大月町と宿毛市に要項を作ってですね、行使料とかそういうものの減額をいたしました。今回は台風がありまして、ある地域で真珠養殖筏が流れてですね、その部分の行使料についてもですね、我々としては減額をする予定でおります。

しかし、今度新しくなる区画漁業権にはですね、1回1回総会をしなさいと出ていますので、もう少し自治権もある中で、高知県が水産庁から言われたとおりのことをしなくても特に良いやないんですけども、もう少し簡素化できるやり方をして頂きたいと思います。高知県漁業のあり方ですね、東から西まで回りますので、全て総会を何回も繰り返しやったらですね、理事会、総代会の部分が一切抜けてますので、そこは県としてはどんな考えか、ということを教えていただきたいと思います。

井上次長

ただいまのご質問の件ですが、すくも湾漁協の職員の方からも同じような問い合わせはいただいておりまして、まだちょっと回答ができていない 状況にありまして、それは大変申し訳なく思っております。

行使料を変えるためには、総会に諮るっていうのも全部基本のとおりに やるとそういうことにはなってしまうんですが、そこを行使規則の書きぶ りを、例えば、こういうときは減額するというようなことでいいのかどう か、例えばですけど、委員会内で決めた金額によって減額をする場合があ るとかいうふうに書くことで、そこをクリアできるのかというところを、 ちょっとうちの方も水産庁にも相談をして確認をと思っているところで す。また改めて回答の方はさせて頂きたいと思います。

浦尻委員

はい、ぜひお願いいたします。行使料のことに別に不満はないんですが、 ただ総会とか、前回も言っていたコロナの関係の天災のようなものが出て きたとか、慌てて補助をしたいといってもですね、行政も補助できるのか、 漁協も総会でバタバタするものです。やはり我々の漁協も1,000人を超え てますので、それと地域の総会もできるんですけど、その中でやはり総代 会、理事会いうものでの動きもありますので、今後やはりそこらあたりを 協力しながら、よりやりやすい行使規則にして頂ければと思います。

いいでしょうか。他に何かございませんか。

僕の方から1点ですけど、申請者のところに印を押すところがあるけど、これは判子レスの方法は取らなくて、押すのが正解でいくんですか。

近澤チーフ

今回の様式は免許申請の際に提出を頂く内容となっておりまして、今度の11月に提出して頂く予定の漁場計画設定申請書は押印を省略する方向で見直しがなされたところですが、免許については漁業権の登録に直結する内容でして、ここまで省略するのは今のところ考えておりません。

前田会長

はい分かりました。他にございませんか。

前田会長

他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第3号議案、「漁業権の一斉切替えに関する取扱方針の一部変更について」は、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第3号議案は、原案が適当であると、答申い たします。

前田会長

続きまして、第4号議案、「令和4年度うなぎ稚魚(しらすうなぎ)特別採捕取扱方針について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

谷口主幹

それでは、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料1ページをお願いたします。まず、諮問文を朗読します。 4高漁管第778号。令和4年10月24日。高知海区漁業調整委員会会長 前田浩志様。高知県知事濵田省司。令和4年度うなぎ稚魚(しらすうなぎ) 特別採捕取扱方針について。うえのことについて、別紙(案)により措置 したいので、貴会の意見を伺います。

それでは、座って説明をさせていただきます。

1ページ、「しらすうなぎの特別採捕許可と集出荷について」をご覧ください。初めに特別採捕許可とは何かということと、しらすうなぎの 集出荷の流れについて説明させていただきます。

それでは、特別採捕許可と何か、ということについてです。高知県漁 業調整規則では、採捕の禁止期間や全長等の制限、漁具漁法の禁止な ど、制限や禁止に関する事項が掲げられています。しかし、試験研究、 教育実習、増養殖用の種苗の供給のための水産動植物の採捕については、規則第47条の試験研究等の適用除外ができることになっています。そして今回の場合は、規則第34条の全長等の制限において、全長21センチメートル以下のうなぎは採捕してはならないことになっていますが、うなぎ増養殖用の種苗の供給のため、つまり高知県の養鰻事業者が養殖を行うために必要なしらすうなぎを供給するために、これを適用除外し、しらすうなぎについての特別採捕を許可するものです。そして、今回ご審議いただくのはその特別採捕許可の取扱方針についてです。

次にその下になりますが、しらすうなぎの集出荷について簡単にご説明いたします。県内の漁協等である許可名義人から県は申請を受け、特別採捕許可を許可名義人に出しますが、実際にしらすうなぎを採捕するのは、特別採捕許可証の採捕に従事する者の欄に名前が記載されている採捕従事者になります。昨年度までの出荷の流れについて説明いたしますと、許可名義人は採捕従事者からしらすうなぎを集め、高知県しらすうなぎ流通センターに出荷することとなっております。しかし、許可名義人が直接、高知県しらすうなぎ流通センターに出荷できない場合は、集出荷業務を代行するものとして指定集荷人を置くこととなっており、採捕従事者は指定集荷人に出荷し、指定集荷人が高知県しらすうなぎ流通センターに出荷することになっております。なお、この高知県しらすうなぎ流通センターは、しらすうなぎの集荷と県内の養鰻業者への供給を適切かつ円滑に実施するために、高知県で採捕されたしらすうなぎの一元集荷を目的に作られた団体で、その組織体制の健全化や透明化を図るために、令和2年11月に一般社団法人に法人化しています。

それでは3ページをご覧ください。これらを踏まえまして、「令和4年度うなぎ稚魚(しらすうなぎ)特別採捕取扱方針」につきまして、重要な点、改正点をご説明します。今回の改正点は2点です。1点目の変更は採捕従事者などの欠格事項を規定している第6条についてです。7ページをご覧ください。第6条では第1項で採捕従事者の欠格事項を、第2項で指定集荷人及び現場責任者の欠格事項を整理しています。昨年度まで第1項の第1号及び第8号は、指定集荷人及び現場責任者の欠格事項として含まれておりませんでしたが、秩序あるしらすうなぎ採捕や流通の適正化のため、採捕従事者と同じように欠格事項とすべきとの理由から、第2項についても第1号及び第8号を追加するものです。

3ページにお戻りください。

2点目は採捕期間についてです。取扱方針第9条の採捕期間の案と月例表をお示ししております。令和4年度の案では、令和5年1月11日から同年の3月31日の間の80日間とさせていただきたいと考えております。今期については、河口域で生活するアユの流下仔魚の混獲に対して

内水面漁業関係者が強い懸念を示していること、近年のしらすうなぎ採捕は1月以降の後半に漁が本格化していること、県内の養鰻事業者が1月からの開始に理解を示したことなどの理由から、今期の採捕期間を開始が例年よりも約1ヶ月遅い1月11日からの80日間としています。

これまでご説明した変更を加えました取扱方針及び要領につきまして、資料の4ページから13ページの内容で意見公募を実施しました。4ページから5ページは県のホームページなどに掲載した意見公募のご案内、6ページから13ページは取扱方針及び要領の案でございます。意見公募の期間は、令和4年9月30日から10月17日の間で、県のホームページのほか県民室、福祉事務所などで閲覧できるようにしました。

その結果、44名から45県のご意見が提出されました。A3資料の19ページをご覧ください。出されたご意見をご紹介させていただき、それぞれに対する県の回答をご説明させていただきます。本来であればすべてのご意見を紹介させていただきたいところですが、内容が重複するご意見も多数あり、時間の関係もございますので、代表的なものを抜粋してご説明をさせていただきます。

また知事許可漁業の制度に関するご意見を複数頂戴致しました。知事許可漁業移行後の制度については現在、関係者や有識者等の意見を聞きながら、当県にとって最適な制度設計を行っているところであり、方向性が定まった時点でその内容や今後の計画についてお示しさせていただく予定ですので、ご理解のほどをお願い致します。

それではナンバー1のご意見から紹介させていただきます。

ナンバー1の①のご意見です。「県内養鰻事業者の池入れ可能数量が 0.6トンであるのに対し、採捕量の上限が0.35トンとなっている理由を 示されたい。資源保護が目的であるのであれば、それぞれの資源に与え る影響を示されたい。」とのご意見です。こちらについての回答です。

「にほんうなぎはその資源状況の悪化から絶滅の可能性が高まっているとして、2013年(平成25年)から環境省が、2014年(平成26年)から国際自然保護連合(IUCN)が、それぞれ絶滅危惧種(絶滅危惧 IB類、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの)に指定しています。また、本県の河川におけるにほんうなぎの資源状態が未だに厳しい状態にあることも踏まえ、今年度も昨年度に引き続き350キログラムの上限を据え置いております。採捕量の上限が資源に与える影響については現在、科学的根拠に基づいたにほんうなぎ資源の持続可能な採捕可能量は国からも示されてはおらず、各採捕量の上限に応じた資源への影響は明らかになっておりません。しかしにほんうなぎは、上述のとおりに絶滅が危ぶまれている絶滅危惧種であり、取り返しの付かない状態に

ならないように予防原則の考え方から、現状の 350 キログラムの上限を維持すべきと考えております。」

続きましてナンバー1の②のご意見です。「採捕期間について、過去 40年に渡り12月から翌3月で推移してきたが、今回は1月11日から3 月末との方針が示されており、その理由は「あゆの稚魚が海に下るピー クと重なる」、「混獲によるあゆ資源への影響が懸念される」等のよう であるが、科学的根拠をもって示されたい」とのご意見です。こちらに ついての回答ですが、採捕期間の際にも少しご説明させていただきまし たが、「今期については、河口域で生活するあゆの流下仔魚の混獲に対 して内水面漁業関係者が強い懸念を示していること、近年のしらすうな ぎ採捕は1月以降の後半に漁が本格化していること、県内の養鰻事業者 が1月からの開始に理解を示したことなどから、今期の採捕期間を開始 が例年よりも約1ヶ月遅い1月11日からの80日間としています。ま た、高知県内水面漁業センターの調査では、県内の各河川のアユ流下仔 魚の密度のピークは11月から12月に集中しているとの結果が出てお り、この時期での河口域のしらすうなぎの採捕は、あゆ流下仔魚が混獲 される可能性が高いといえます。また、物部川で行われた調査では、12 月に孵化したあゆの河川への回帰率が高いとの結果も出ております。加 えて、昨年度に県で実施しました火光を利用するすくい網を用いたしら すうなぎ採捕によるあゆ仔稚魚の混獲調査では、調査を実施した11月か ら4月のうち、光に集まったあゆの仔稚魚が最も多く採捕されたのは12 月でした。なお、今年度についてもしらすうなぎ採捕によるあゆの混獲 状況を調査する計画となっております。」としております。これにつき まして、少し補足で説明を致します。資料の14ページをご覧ください。 こちらは内水面漁業センターが令和元年度から3年度にかけて調査し、 あゆ仔稚魚の密度を整理した表です。各河川バラツキはあるものの、11 月から12月に流下仔魚のピークが来る河川がほとんどで、しらすうなぎ 採捕が盛んに行われている仁淀川と四万十川では全てのピークが 11 月と 12月に来ています。15ページはこれより前の平成22年度から26年度に かけてのデータですが、こちらでもやはり同様の傾向が確認できます。 続きまして16ページをご覧ください。こちらの資料は物部川におけるあ ゆの孵化日と孵化日ごとの河川への遡上量を整理した資料です。上段の グラフは孵化日後とのあゆ仔魚の流下漁、下側のグラフはおおよそその 3~4ヶ月後に河川に遡上してきた稚あゆの日齢を解析し、孵化日ごと に振り分けたものです。このグラフを見ると、11月生まれのあゆは量的 には最も多いですが、河川に遡上したあゆは12月生まれの方が多かった ということになります。言い換えますと、12月生まれのあゆは11月生 まれのあゆよりも河川への遡上率が高く、成魚として河川へ定着する可

能性が高いことが示唆されました。なお、2021年から 2022年にかけて も調査でも同様の傾向が確認されました。

A3資料の19ページにお戻りください。続きましてナンバー1の③のご意見です。「しらすうなぎの取扱方針について沿岸漁業者の意見を入れずに進めていくのはどうしてか、また今後も意見を入れずに進めていくのか」とのご意見です。こちらについての回答です。「今年度は、高知海区漁業調整委員会及び高知県内水面漁場管理委員会に取扱方針の案を事前にお示ししたうえで意見公募するなど、ご意見を伺う回数も増やして対応してまいりました。」

続きましてナンバー1の④のご意見です。「指定集荷人の買い取り価格に差があるようだが、県内で統一価格はできないか。」とのご意見です。こちらについての回答です。「流通センターが養鰻事業者へ供給する単価については、随時養鰻生産者協議会を開催し、そこで示された最高入札価格を県内統一価格として採用しています。指定集荷人はその価格を参考に、採捕従事者からの買取り価格についてを各地で決定しております。」

続きましてナンバー1の⑤のご意見です。「漁業者の沿岸の漁獲量は減少しており、しらすうなぎ採捕を希望する者も少なくないので、こういった希望者のために採捕人の枠を増やすように検討して欲しい。」とのご意見です。こちらについての回答です。「取扱方針では昨年に続き第4条で、「許可を受けた者(以下「許可名義人」という。)ごとのしらすうなぎの採捕に従事する者(以下「採捕従事者」という。)の数は、前年度の採捕従事者数を上回らないものとし、削減に努めるものとする。」としています。絶滅危惧種に指定されているにほんうなぎを持続的に利用してまいりますためにも、採捕従事者数については現状を上回らない数に抑制してまいりたいと考えております。」

続きまして21ページをご覧ください。ナンバー6のご意見を紹介させていただきます。ナンバー6①のご意見です。「絶滅危惧種のウナギの県外への流出には反対」とのご意見です。こちらについての回答です。

「高知県のうなぎ稚魚(しらすうなぎ)特別採捕許可は、県内の養鰻事業者への養殖用種苗を供給する目的で許可を行っており、一般社団法人しらすうなぎ流通センター(以下、流通センター)への一元集荷を義務付けております。流通センターは県内養鰻事業者へのしらすうなぎの供給を目的に組織されており、基本的には県内の養鰻事業者へ集荷されたしらすうなぎは供給されています。」

ナンバー6②のご意見です。「密漁者はしらすうなぎを捕まえていなくても道具で判断して検挙して欲しい」とのご意見です。こちらについての回答です。「取扱方針8条で、使用する漁具漁法は火光を利用する

すくい網に限定しており、これ以外の方法によるしらすうなぎの採捕が 認められた場合には、厳正に対処してまいります。」

ナンバー6③のご意見です。「③うなぎは食文化なので食べるのは仕方ないが、絶滅危惧種なのである程度は保護するべき。」とのご意見です。こちらについての回答です。「県としましてもにほんうなぎの資源状況については厳しい状況にあると捉えておりますが、本県には18の養鰻事業者が存在し、しらすうなぎはその事業を営む上で必要不可欠な資源でございますので、資源状態に配慮しながら採捕の許可を行ってまいりたいと考えております。」

続きまして23ページをご覧ください。ナンバー9②のご意見です。

「現在しらすうなぎ漁業は「国の池入上限 21.7 トンに達した時点で採捕終了」という制限に加えて「各都道府県独自の採捕上限」も設けられており、漁業者の権利を二重に制限している。」とのご意見です。こちらについての回答です。「高知県の特別採捕許可の上限は、高知県の特別採捕許可の採捕量に対しての上限であり、国の 21.7 トンの上限は国際的な枠組みの中で、農林水産大臣許可を受けた養鰻事業者の池入れ数量に対しての制限です。そのいずれかに達した場合には、高知県ではしらすうなぎの採捕停止となります。」

ナンバー9④のご意見です。「鮎や鰻の生態は現段階での解明が難しく、特別採捕取扱方針等でやみくもにしらすうなぎの採捕・流通共に制限をすべきではない。」とのご意見です。こちらについての回答です。

「にほんうなぎの生態については不明な部分も多く、科学的根拠に基づいたにほんうなぎ資源の持続可能な採捕可能量は国からも示されてはおりませんが、取り返しの付かない状態にならないように、国も示しているとおり、予防原則の考え方から、下りうなぎの保護等に各県が取り組んでいるところです。さらに本県としましては、採捕の上限を設けていると共に、特別採捕許可の目的に沿って県内養鰻事業者への供給のため、しらすうなぎの一元集荷体制の仕組みを設けております。」

続きまして24ページをご覧ください。ナンバー11①のご意見です。

「高知県のしらすうなぎ流通制度に関して職権的地位の乱用ではないかと思う。1、規則により販売ルートを義務付けられている。2、規則で流通センターを通じて県内業者に売られる。3、流通センターの規則によりセンターの買取価格は県内養殖業者が決めている。4、センター買取価格は全国平均よりも相当安い。5、流通センターは民間組織でそのセンター長は県内養殖業者。6、規則により中間流通業者が指定されており採捕者は中間流通業者への販売義務。7、採捕許可は指定集荷人、現場責任者が取りまとめて申請する地域があり指定集荷人、現場責任者に睨まれると許可が取りにくい上、採捕報告も自分で出来ない為に指定

集荷人、現場責任者には逆らえない。以上のことから県内養鰻業者と流 通センターは不公正な競争で採捕者の利益侵害をしているのではと思 う。」とのご意見です。こちらについての回答です。「取扱方針第5条 ではしらすうなぎの一般社団法人しらすうなぎ流通センター(以下、流 通センター)への一元集荷を義務付けております、流通センターは基本 的には集荷したすべてのしらすうなぎを県内養鰻事業者へ供給する仕組 みになっております。高知県のうなぎ稚魚(しらすうなぎ)特別採捕許 可は、県内の養鰻事業者への養殖用種苗を供給する目的で許可を行って おり、今年度の特別採捕許可についても許可の目的に変更は無く、引き 続き流通センターの一元集荷の仕組みは必要であると考えております。 また、流通センターが養鰻事業者へ供給する単価については、随時養鰻 生産者協議会を開催し、そこで示された最高入札価格を県内統一価格と して採用しています。令和3年度の流通センターのしらすうなぎの最終 的な供給単価は154万円/キログラムとなっており、同じように統一の単 価を持っている宮崎県の単価は130万円/キログラム、静岡県は140万円 /キログラムであったことから、高知県が突出して安値という状況ではご ざいませんでした。なお、各地の採捕従事者の選定については許可を受 けた名義人が決定しております。」

ナンバー11②のご意見です。「採捕期間が1月からであるが、もし他 県で12月から漁があった場合、採捕期間の変更が無いと採捕者はやりた くない密漁に行かないと価格下落や買い止めの危険性があり大変な事態 を招く恐れがあるので、弾力的な運用を要望する。誰も好き好んで犯罪 したくない。多くの採捕者の望みである。」とのご意見です。こちらに ついての回答です。「取扱方針については各方面の関係者との調整等を 経て策定されるものであり、その弾力的な運用は行わない方針です。な お、採捕期間については取扱方針第9条に明記しておりますので、いか なる状況でもその期間以外のしらすうなぎの採捕は違法採捕となり、厳 正に対処してまいります。」

ナンバー11③のご意見です。「高知新聞に今の制度を作った時に反社会的勢力が意見をまとめたという記事があったが、この制度を継続するということは反社会的勢力を認めているのと同じになる危険性があるように思う。」とのご意見です。こちらについての回答です。「取扱方針第6条ではしらすうなぎに関係する者の欠格事項をに整理しており、暴力団とのあらゆる関与が認められた場合には、採捕従事者や指定集荷人等になれないこととなっております。このような方針を適切に運用し、反社会勢力の関与の排除を進めてまいります。」

続きまして 26 ページをご覧ください。ナンバー14④のご意見です。 「新たな指定集荷人について、許可名義人からの推薦状があれば、犯罪 歴、暴対法に引っかかるかどうかで判断されるとの理解で良いか」との ご意見です。こちらについての回答です。「新たな指定集荷人について のご意見がございましたが、許可名義人が必要と認め集出荷代行契約を 結び、流通センターとの協定が整い、取扱方針第6条第2項及び第3項 の欠格事項に当たらないことが確認できれば、その方を指定集荷人とし て特別採捕許可を行っております。」

続きまして 27 ページをご覧ください。ナンバー16 から 32 のご意見については内容が重複しますので、まとめて説明させていただきます。

「採捕期間が1月11日からでは遅い。高い値段の付く12月からの採捕期間に戻して欲しい。しらすうなぎ漁の収入で生活している人の生活が困窮する。」とのご意見です。こちらについての回答です。「今期については、河口域で生活するあゆの流下仔魚の混獲に対して内水面漁業関係者が強い懸念を示していること、近年のしらすうなぎ採捕は1月以降の後半に漁が本格化していること、県内の養鰻事業者が1月からの開始に理解を示したことなどから、今期の採捕期間を開始が例年よりも約一ヶ月遅い1月11日からの80日間としています。なお、しらすうなぎの時期別の単価ですが、令和3年度漁期の12月の一般社団法人しらすうなぎ流通センターの12月の平均買取価格は税別で100万円/キログラム、1月が113万円/キログラム、2月と3月が130万円/キログラムでした。」

続きまして28ページをご覧ください。ナンバー38のご意見です。 「にほんうなぎは食文化として、また河川で親しまれる身近な自然とし て、日本人には無くては成らない、極めて重要な水産資源である。しか し近年、資源状況の悪化から絶滅危惧種に指定されており、その利用に ついては資源保護の考えを前提に行われるべきであり、古くから河川で 漁業権を設定してうなぎ資源を管理し、利用してきた内水面漁業関係者 は、河川に上るしらすうなぎの無秩序な漁獲に対して非常に大きな懸念 を持っている。一方でうなぎの食文化を支える養鰻事業者にとってしら すうなぎはまさに生命線で、この資源がなくては事業を営むことができ ず、必要不可欠な存在である。このような中、県の特別採捕許可は、高 知県内の養鰻事業者への池入れを目的としており、この方向性は高知県 の河川に遡上してきたしらすうなぎの漁獲を必要最小限に抑え、過剰と ならないよう予防する上でも重要であると考える。10月1日付けの高知 新聞に、内水面関係者が養鰻事業者と協議し、資源保護と活用策をとも に考えていく、という関係者のコメントが掲載されていた。立場の異な るこの両者が、資源管理を前提としたにほんうなぎの適切な活用方法を 協議することは、持続的にこの重要な資源を活用していく道筋の見える 明るい兆しである。高知県の特別採捕許可の取扱方針は、遥かな海を渡

り県内河川に遡上してきたしらすうなぎの採捕について、内水面漁業関係者が合意し、県内養鰻事業者が事業を営むための必要最小限の適切な形となることを望む。」とのご意見です。こちらについての回答です。「ご意見の通り、にほんうなぎは絶滅危惧種に指定されているものの、養鰻業事業者や内水面漁業者にとっては必要不可欠なものでございます。従いまして、資源保護に配慮した上で適切に利用する方向性が大変重要だと考えております。なお、取扱方針第7条で採捕量の上限については350キログラムを設定しておりますので、それに達した場合には速やかに採捕停止命令を発出し、必要最小限の利用となるよう努めてまいります。」

続きまして 29 ページをご覧ください。ナンバー39 のご意見については、これまでのご意見と重複致しますので説明を省略させていただきます。

続きまして31ページをご覧ください。ナンバー42①のご意見です。 「われわれ内水面漁協は、流域の社会的共通資本である河川における自 然資本であるうなぎやあゆ等の漁業権魚種について、漁業法に基づい て、適正に増殖を行って持続的に利用していくことを大前提として、漁 業権を付与されている。その増殖行為として、あゆと同様うなぎにおい ても、ダム上流部は種苗放流に頼らざる得ないが、その資源の大半を天 然遡上に依存している下流部においてはいかに多く稚魚を遡上させて、 育んでいくかが重要と考えている。そのため物部川においても、河川管 理者に対して河口の開削や成育場である瀬の再生等を働きかけるととも に、組合員に対してもうなぎの採捕期間を、5月からとしたり、いしぐ ろ漁を禁止したりして、資源保護に努めている。そうしたことに加え、 うなぎ資源の危機的な現状では、しらすうなぎの採捕は全面的に禁止す べきであるというのが大多数の組合員の意見である。ただ、長年にわた るしらすうなぎ採捕の経緯や県内養鰻業者の生き残りも考えて、内水面 漁協と養鰻業者で協議を重ねて、採捕期間や数量等について取り決めた 今回の取扱方針等については、尊重したいと考えている。」とのご意見 です。こちらについての回答です。「県としましてもご指摘にありまし たとおり、にほんうなぎの資源状況については厳しい状況にあると捉え ておりますが、本県には18の養鰻事業者が存在し、しらすうなぎはその 事業を営む上で必要不可欠な資源でございますので、資源状態に配慮し ながら採捕の許可を行ってまいりたいと考えております。」

ナンバー43①の意見です。「内水面漁協は河川内でのしらすうなぎ採捕の禁止や漁獲圧力の制限などの資源保護に取り組んできており、組合員からはしらすうなぎ採捕は禁止すべきとの意見も多い。これまで12月からであったしらすうなぎの採捕が1月からとなったことは内水面漁業

にとっては大きな前進であり、あゆ流下仔魚への影響が軽減されることを期待している。」とのご意見です。こちらについての回答です。「今期については、河口域で生活するあゆの流下仔魚の混獲に対して内水面漁業関係者が強い懸念を示していること、近年のしらすうなぎ採捕は1月以降の後半に漁が本格化していること、県内の養鰻事業者が1月からの開始に理解を示したことなどから、今期の採捕期間を開始が例年よりも約1ヶ月遅い1月11日からの80日間としております。」

続きまして32ページをご覧ください。最後に、ナンバー45のご意見です。「高知県の特別採捕許可における指定集荷人の選定において、海区漁業調整委員会の要職にある委員が昨年度、漁業調整規則違反で逮捕され有罪となり、執行猶予期間中の関係者を、県西部の許可名義人のところへ推薦活動を行った。特別採捕許可の取扱方針を中立公平な立場で審議する者として適格性に欠ける行為であり、公明正大な対応をお願いしたい。」とのご意見です。こちらについては「特別採捕許可の取扱方針の内容に直接関係するものではございませんので、回答は控えさせていただきます。」

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します

前田会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

山﨑委員

これ、ほとんど内水面のことばっかりじゃのう。海区の意見は全然出てないのう。これ見よったら内水面のばっかり、アユの遡上。こんなに、俺は今まで、皆からあゆが入ったいうのははあんまり聞いたことないきね。やっぱりこんなこと海区と内水面と色々話し合わないと。そもそも県が言って、それをわしらがただ、はいそうですって言うだけじゃが。こないだの話も全然前へ進んでないやか。これ毎年、内水面と海区と県が話し合うてやっちゅう、会しゆう言うけんど、こんなもん全然話になってないやか。この間内水面と話し始めた言うけんど、あんたら全然話になってないやか。ほいたら海区調整委員会いらんやか。

谷口主幹

前回の海区漁業調整委員会でもお話をさせていただきましたとおり、取扱方針を策定するにあたりましてはですね、うなぎがまず第5種共同漁業権として内水面の漁業権を設定しているものであるということ、それから県内の養鰻事業者の種苗の供給のために許可をしているということ等も鑑みてですね、内水面漁業者のご意見を伺っています。

それから海区調整委員会のご意見もお伺いをさせていただいた上で、今 年度につきましてはこのような案とさせて頂きました。

じゃあ僕の方から。採捕者の大多数はやっぱり海面の漁業者のほうが多いんですよね。今回の意見にもあったように、生活に困るという意見は多数出ているはずなんですよ。それに対しては何も保護も補助もないということですか。保護はしないってことですか。海面側の漁業者の収入の一つを大きく断ち切ろうとしてるんですよ今。

谷口主幹

すみません。今年度についてもしらすうなぎの特別採捕許可を80日間行ってまいります。なので、断ち切るというか今年度についても80日間許可をさせていただくと言うことと、12月の単価が高いというようなご指摘だったんですけれども、ちょっとご意見の方でご紹介をさせていただきましたが、昨年度についてはですね、むしろ12月よりも1月、2月、3月の方が県内の単価は高かったので、それをもってして生活が出来ないというか、その非常に単価がですよね、昨年度について言えば12月よりも1月、2月、3月の方が高かったというようなことは確認しています。

前田会長

12月、1月、2月、3月の買取り価格はこれで分かりました。買い取り数量はどれぐらいですか。

谷口主幹

資料の18ページをご覧になって頂けたらと思います。令和3年度の1番右の列をご覧になっていただけたらと思いますが、12月は採捕、集荷がございませんで、1月が16.576キログラム、2月が55.799キログラム、3月が40.942キログラムでございます。

前田会長

一応、僕の中では12月にいくらか採れたっていう声も聞こえてたんですけど、地域のほうで。これに載ってないっていうことなんで、不確かな情報かもしれません。これは確実な情報として捉えていくんですよね。

谷口主幹

こちらは流通センターが集荷した量でして、先ほどもご説明させていただきましたとおり、しらすうなぎの特別採捕許可は流通センターへの一元集荷を義務づけしておりますので、こちらが特別採捕許可により採捕されたしらすうなぎの採捕量ということになります。

山﨑委員

これ、意見がいっぱいあって、流通センターはね。県外へ出しよるなん てことはないね。流通センターは。

谷口主幹

しらすうなぎ流通センターは基本的には県内養鰻事業者の供給を目的 に組織されている組織ではありますが、池入れ側の準備が整わない場合に ついてのみ県外に出荷するいうことを認めたりすることがございます。

山﨑委員

これは間違うちゃあせんか。池入れするために採捕しゆうがやろう。養 鰻業者に入れるために採取しゆうがよね。流通センターがいっぱいになっ たからと言うのは、県が言いゆうことは間違っちゃあせんか。

谷口主幹

流通センターがいっぱいになったからということではなくて、集荷の量に対して池主の池入れの準備が整わなかった場合にのみそういうことがあるということでございまして、昨年度も一昨年もそういうことはございませんでした。

山﨑委員

分かったけんど、池に入れるために採捕しゆうがよね。そうやろう。養 鰻業者へ入れるために採捕をしゆうがやろう。養鰻業者がいっぱいになっ たからというて流通センターが県外に出すがは間違うてないかえ。

谷口主幹

350キロが仮に採捕されて供給された時点でもう採捕停止となりますので、いっぱいになったから外に売るっていう事は基本的にはあまり想定されないです。ただ、先ほど申しましたようにちょっと池主さん側の準備が採捕の集荷量に対して間に合わないケースっていうのがございまして、そういう場合にのみ県外に出荷することがございます。

山﨑委員

それは間違うちゅうぞ、俺は魚飼いゆけんど。わしらも養殖しゆけんど、これば魚入れるいうたら、そればあ池あけちゅうがじゃき。そうやろう。 池がいっぱいや、調整がつかんいうてね流通センターがよ、県外に売ったらね、そればあ流通センターの儲けになりゆう。仲買みたいなことしてよ。

谷口主幹

流通センターが儲けるというかですね、買取りをしていますんで、単価が非常に高いものでございますので、それを仮に池主が見つからない状態になってしまいますと、もちろんその採捕、集荷してる方にも影響がある可能性がありますし、流通センターが回らなくなる可能性がございますので、そういうイレギュラーなケースについてのみそういう形となっておりまして、流通センターで利益を生むために県外に出荷するということではございません。

山﨑委員

県がせんでも流通センターが売ったら一緒や、ほんまに。もう話にならん。

浜渦課長

すみません、18ページの資料のとおりですね、基本的にそういった事情でどうしてもやむを得ない場合のみ県外に出荷するということで、過去

5、6年の実績を見ていただくとおりですね、ほとんどそういった事例は起こってないというようなことはお分かりいただけるのかなというふうに思っています。

山﨑委員

これはほんまにほとんどもう内水面のことばっかしや。海面のことは全然ない。

前田会長

あともう何点か聞きたいんですが、絶滅危惧種を全面的にアピールしてくるんですが、今年の6月に水産庁の方が来て説明を受けたときには水産庁は一言も絶滅危惧種とは言ってないと思うんですよ。これ出してきてるのは環境省の方ですよね。我々、漁業者の方はまず水産庁の意見をもとに動いてると思うんですが、なぜここに来て急に環境省だけに肩入れした話になるんですかね。その時、今年の6月に水産庁の方が言われてたように日本内で21.7トンまでの使用量ならば今の資源に影響はないっていうことを、明確にあの場ではっきり言われてたはずなんですけど、そこはどのようにとらえますか。

浜渦課長

今年6月27日にですね水産庁が説明したペーパーの中の10ページの中にも、IUCNのレッドリストの資料も掲載をして水産庁の説明もあったかと思います。それから11、12ページにワシントン条約にそういった規制がかかれば、大変なことになるというようなご説明もあったかと思います。

前田会長

持続可能な数量っていうのは 21.7 トンということはうたってますよ ね。

浜渦課長

水産庁は持続可能な説明、いわゆる管理というようなお話はされてなかったかと思います。基本的に平成26年の養鰻の池入れ数量、これを8掛けをして、それでとりあえず管理していると。その中で質疑応答の中でもありましたが、いわゆるそういった今後の資源の状況とか、漁獲の数量、採捕の数量、それで資源の状態が悪化した場合には、この数字は変わりうるんですか、というような会場からのご質問もあってですね、それは変わりうることだと。この数字を守ったら全て資源が管理できるという説明ではなかったかと思います。

前田会長

その頃の議事録での僕は見返しで、もう1回、今のところ21.7トンというものには縛りがあるけど、日本内でっていうことにしては、水産庁はそこまでは大丈夫ですよっていうことは言われてたと思うんですけど。

浜渦課長

先ほどもご説明しましたようにですね、質疑応答の中でも 21.7 トンというのは変わりうるものかというようなご質問がございまして、水産庁から今後の資源の動向によっては変わりうるもの、というお話があったと記憶をしております。

前田会長

記憶をしてますですか。これはちょっと、記憶だけではちょっと、議論が成立しなくなりますね。ちょっと言った言わないっていうのは。議事録はとってないですか。

谷口主幹

持ってます。

前田会長

では、それを後で確認してまた回答ください。

あと、混獲の話ですけど、あゆ稚魚。海面漁業者の方からはあゆの混獲は全くないと。まず採らないという意見しかないんですよ。特に1匹で掬う分とかですよね。灯火利用。

浜渦課長

報告事項の方で内水面漁業センターのほうからご報告をさせていただきますが、今年度11月、12月、それから3月、4月に行った混獲調査の結果ではやはり1匹掬いでもですね、やはり混獲というのが起こると。特に12月はですね、その時のあゆの成長度合いから走光性が結構ございますので、やっぱり光に多く集まる、実際に混獲調査でも混獲が確認されているという状況でございますので。昨年度1回での調査でございますので、今後も引き続きですねそういった科学的根拠をもってですね、そういった事象というのは今後とも把握をしていきたいというふうに考えております。

前田会長

そこはまだちょっとデータとして出すには早過ぎじゃないですかね。あと、あゆ稚魚の遡上量か晩年化、早期孵化とか、これも1年ぐらいしかデータないし、データとして出してくるにはあまりにも期間が短過ぎるものじゃないですか。それをあたかもこれが正解みたいな資料を出してきて、まずうなぎを掬ったことのない調整委員の方々もたくさんいるんですよ。こういう偏ったデータを出してくるのはちょっといかがなもんかと。

浜渦課長

14ページ 15ページのデータですが、平成 22 年から令和 3 年までのですね、あゆの仔魚の流下のピークを示してございます。単年度だけということではございません。混獲調査の結果については、そういった声がございましたので 1 年だけとりあえず今シーズンやってみましたので、今後も

引き続きですね、そういった状況については調査結果を皆さんに公表をさせていただいて、資源管理の取り組みのベースとして参りたいというふうに考えております。

前田会長

今回の会の中で、もうこの間出した意見公募の吸い上げもほぼみられないんですが、そのまま行くというつもりで資料を作成してるとしか思えないんですが、海面業者と内水面漁業者の話し合いの場っていうのは持つ予定はないということですね。

浜渦課長

いや、そういうことではございません。これまでもですね、そういった投げかけもさせていただいておりますし、またそういうような場面でですね、海面漁業者の方からのご意見にお答えしておりますし、パブリックコメントでもオープンにしております。そういったものを踏まえて、県としましてはこういう方針で臨みたいという形でですね、お諮りをしているところでございます。

前田会長

こういった方針というと。

浜渦課長

内水面、海面の委員会のご意見を踏まえてですね、最終的に県として検 討して参りたいというふうに考えております。

前田会長

こういった方針とは、今ホームページに載せてあるのと同じままでいく というつもりで受け取っていいんですかね。

浜渦課長

本日お示しした案で取扱方針として策定してまいりたい、というふうに お諮りをしてございます。

谷口主幹

先ほどの水産庁とのやりとりの中で21.7トンは今後変わりうるのかということを、議事録で確認しましたのでご報告をさせていただきます。当時しらすうなぎ流通センターの理事だった方からのご質問です。

1点目は水産庁に聞きたいこと、「池入れ上限を21.7トンに設定されているが、今後採捕数量などが減少した場合などにはこれを見直すことがあるのか」というご質問でした。それに対して栽培養殖課の中井課長補佐がお答えをしています。「21.7トンを将来に渡って21.7トンかということであるが、それは4カ国協議の決定によっては変わりうる。うなぎ養殖業の許可を1年更新にしている理由にもなるのだが、養殖許可の年度は11月から翌10月までの許可としており、しらすうなぎの期間と合わせた形となっており、4か国協議の決定を踏まえなければ適正に管理できない

という考え方に基づくもの」というふうに話しておりまして、要は池入れの数量の上限が21.7トンですが、それはしらすうなぎの採捕の期間と連動した期間を設定していて、しらすうなぎの状態によっては変わりうるというような回答を水産庁の方がしています。

前田会長

将来的には変わりうるということは、それは十分わかります。わかりま した。

先ほど課長のほうからもらった意見で、私のほうと、今日欠席の前田嘉 広委員、中川委員、あとこの山﨑委員が、辞表持ってきてますんで、辞め さしてもらいます。このままでは海面漁業者の意見は反映されないってい うことは十二分に分かったんで辞表を出させてもらいます。

飯田事務局長

事務局でございます。辞表の提出ということでございますが、ちょっと取扱いを確認をいたしますので、しばし小休でお願いしたいと思います。

前田会長

いや、辞めますよ。その取扱いはそちらで決めてください。

蔭山委員

海区調整委員は勝手に辞められんのですよ。

山﨑委員

辞められるんです。

蔭山委員

健康とかね、そういう理由がないと勝手にはね、そういう理由がないと 勝手に辞められないので。検討するっていうのでちょっと座ったらどうで す。

前田会長

議論がなされんのやから、ここで話をしても仕方がない。

蔭山委員

議論されないとかいう理由では出せません。まあ座ったらどうですか。

(小休)

飯田事務局長

それでは正会に戻していただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

委員の辞任についてでございますけど、漁業法の第 141 条に定めてございます。読みますと、第 141 条「委員は正当な事由がある時は都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる」というふうになっております。ですので、まず第一段階と致しましては、辞任に足る正当な理由があるかどうかということを含めまして、この海区漁業調整

委員会の中でご議論いただき同意が得られれば、次に都道府県知事に同意 という手続きに移行するということになろうかと。ですので、本日につき ましては、この委員会の中で正当な理由があるかどうか、というところも 含めて、ご議論をいただくということになるかと思います。

蔭山委員

その正当な理由というのはいくつかどっかに例示があったはずで、例えば健康的な理由でどうしても会に出てこれないとかいうような、どっかに例示があったと思うんですけど、そうやなくて解釈の中にね、とても分からんけんど、だから基本的には簡単には辞職できないですよっていうのが、どっかにあったような気がするんで、今、その正当な理由がもし例示があるんやったら、それを示してもらうと助かります。無ければ次の時でもえいけど。

浜渦課長

すいません。ちょっと解説本のですね、解説を見ますと「委員は漁業者等の権利に係る海区の事由、事項について判断する立場にあり、一度特別職の地方公務員として、法律上の権限を付与され公務遂行の義務を付加された以上は恣意的にその進退を決定するべきではなく、恣意的に辞任することで海区委員会の運営に支障が生じた場合の影響が大きいため。」というような解説が載っております。

ただしですね「正当な事由については法文上、明確にされておらず、社会通念に従って判断すべきであるが、本人の意思や事情により辞任を不可能にするという趣旨ではない。」という解説になってございます。

前田会長

そうですね、辞表を出す理由は、海面漁業者の意見が全く反映されないと、海面漁業者の代表である我々海区調整委員の意見が通らないと。それがここで議論なされないと。そこですよ。海面漁業者の意見が今回のパブリックコメントで何か拾われてますか。それを一緒に協議しましょういうような姿勢がありましたか。全部出してきた資料全部これを、うちのパブリックコメントこれですって、答え出してきたのも全部漁業者を丸め込むような話しか出してないじゃないですか。漁業者側の意見を持ってくるのが我々海区調整委員なんですから。漁業者代表で来てるんですから。そこの意見が反映されんのに辞表だして何の問題があるんですか。

浜渦課長

海面の意見、内水面の意見、うなぎ資源を使う様々な方からのご意見を踏まえ、それから現在のうなぎ資源の置かれている状況、こういったものを総合的に判断をして、今年度の方針についてはこの案でいいだろうという形でお示しをさせていただきました。養鰻業者の方々にとってもですね、やっぱりその12月に欲しいであるとか、90日間に延ばして欲しいで

あるとかいうご要望もお聞きをしておりますが、それについてはうなぎ資源の現在の置かれている状況、これを踏まえるとやむなしいうご判断を頂いて、この方針にはご賛同頂いています。それぞれの立場でですね、それぞれの思いはおありでしょうけど、そういった形で今の資源状況を踏まえてですね、どういった形で資源を保護しながら適切に利用していくか。そういった考え方を踏まえた今回の方針であるというふうに県としては考えてございます。

畠中委員

意見を言わせてください。今回のにほんうなぎの意見公募の回答書について、しらすうなぎ取扱方針について県独自で回答書を作成していますが、本来であればせっかく国が認めている海区漁業調整委員会に県の案として提案し、この回答書を県の案として出して、各委員が意見を出して慎重に審議すべきではないか、ということが本来の委員会の在り方と考えています。このような県独自の決定した事案を諮問するのはいかがかと常々に感じております。確かに事務的な感とかも必要やと思いますが、少し漁業調整委員会の皆さんの意見を反映していただきたいと。現在の調整委員会の運営の在り方は形式上の諮問機関に過ぎません。もう少し各委員の意見を聞き、内容を決定することを運営として認めていただきたいと思います。このようなトラブルがあるのをもう少し県が回答書を提案してそれを委員会に持ってきてそこで審議するのが妥当じゃないかと考えています。いかがでしょうか。

浜渦課長

パブリックコメントはですね、県がこの方針案についてですね、幅広く 意見を聞くという形のものでございまして、これに対する回答としては、 基本的には県がお示しをしてですね、ご意見をいただいた方にホームペー ジ等でお伝えをしていくという形のものでございます。そういったものも 含めて、今回委員会にご提示させていただいたという次第でございますの でご理解をよろしくお願いいたします。

畠中委員

今回、このようなトラブルが起きるのは、県の対応も、もう少し漁民の 意見を吸収して意見を聞き入れるべきじゃないかと考えていますが、どう でしょうか。

浜渦課長

海面のほうの意見をお聞きするために委員会にお諮りをしてですね、その意見を参考として検討して、最終的に方針をつくっていくという形になろうかと思います。

畠中委員

そのようなことであれば、今回の回答書はあくまでも委員会に対する提

案書と考えていいんですね。

浜渦課長

提案書ではなくてですね、県が行ったパブリックコメントで漁民の方々から頂いた意見に対して県の考え方としてお示ししているという本日の資料でございます。

畠中委員

ということは、先ほど山崎委員からも出てますが、漁民からしたら死活問題なんですよね。こういうことは机上で簡単に決める問題じゃないかと思いますが。いかがでしょう。

浜渦課長

シラスウナギに限らずですね、現在、新たに改正漁業法で資源管理いうのがですね、きちっとした形で位置づけられておりまして、特に本県に大きく影響するのはくろまぐろであるとかですね、その他には宝石さんごといった、いわゆる資源が厳しい状態にあるものについてはですね、抑制的な採捕にするということで、国の制度に則ってですねそういった管理をしているのはしらすうなぎだけではございません。今後、国としましてはですね各魚種は200種類まで増やすという形でですね、現在議論を進めております。特に今ではですね、高知県に大きく影響するきんめだいだとかそういったものについてもですね、現在その資源の評価、これについてですね、一定の資源管理の方向性、これを示した上でステークホルダー会議という形で、こういった資源を利用されてる漁業者等のですね、意見を踏まえて持続的に活用していく方向をですね、国としてもそれぞれの道で検討を進めておるところでございますので、基本的にはそういった水産資源についてもですね、こういった同じ方向で取り組んでいくものだという風に考えております。

畠中委員

ただ今の説明では分かりましたが、そのような考えであればしらすうな ぎに限らず、まぐろの問題なんかでも県定置の漁業者との間の話し合いも 6月頃の問題が今だ解決してないんですが、どのような検討がされました か。

浜渦課長

くろまぐろの管理の方法の見直しにつきましては委員会でもご議論い ただきまして、今部会に付託をされているところでございます。

来週ですか、11月5日にですね、釣り漁業者の方にお集まりいただいてですね、今の管理の方向性をどういった形で見直せばいいのか、意見交換を実施する提案して進めております。

畠中委員

ちょっと対応が遅いんじゃないですか。

浜渦課長

委員会の中ではですね、なかなか漁獲管理年度の途中で変えるっていうのは難かしゅうございます、というお話もさせて頂きました。次の管理年度から見直すという結論に至れば見直すという方向で、それに沿ったスケジュールで現在取り組んでございます。

畠中委員

分かりました。それでは早急に対応して頂きたいと思います。

前田会長

今回、しらすうなぎのことでこうなった。しらすうなぎだからこういうものを出したっていう訳ではないんですよ。色々な魚種に対して正当な議論がされてないって、これから先もそういうことが見えてくるから僕は出すんですよ。漁業者の意見が反映されん、生活が守られん、そういうことに対して全て込みです。今回のしらすうなぎの件なんて内水面漁業の人と、話もさしてくれっていうことも何回か言ってますよね。高知県の水産資源であるものを、どうやって適切に使っていくかっていうことを議論したいという中で、そこのところ全部はしょって、何かちょっとやっぱり海面側の方の意見が入らないっていうので、だからやめるって言うてるんです。辞表を出すって。

浜渦課長

前回の委員会にもですね、そういったご意見があり、私の方からですね、 県漁連さんの方にですね、内水面と流通センターに残るような形で進めら れませんかっていうようなお話をさしていただいた時に、それは漁連に言 ってください、ここで言うべきもんじゃない、いうようなお話もございま した。そういった会長からのご発言もございますので、回答は差し控えさ せていただきますがそういった投げかけについてはですね、いつもこれま で

前田会長

それはただの投げかけであって、高知県漁連が出した要望には1個も答えてないまま参加しませんかっていうただの問いかけじゃないですか。それは議論の場じゃないでしょ。それはしらす流通センターのセンター長の意見書から役員全部1回白紙にした状態で話しましょうとやったら席つきます、という答えは前の参事の時に言ってるはずですよ。そこなしで勝手に電話してきて参加しませんかって言うてますって。中身が全部はしょられちゅうやん。知らん人から聞いたら県庁は仕事してますねって見えるだけやん。その前に仲を取り持って、フラットな状態で話ができるようにって言うことをちゃんと言われてますよね。それが引継ぎ出来てないがやったら辞めてください。そういう大事なことは引継ぎちゃんとしておかないかんことでしょう。

その件についてですね、前回の議事録いわゆる県漁連の前参事とですね 我々漁業管理課を含めて協議をした議事録を確認しましたが、いわゆる提 示した内容については決定事項ではないので、それについてもまた戻って いただいて一緒に議論しましょうというご説明をさせていただいた上で、 前参事がではそれで、その話を持ち帰って再度協議をして回答しますとい う形の議論になっておりましたので、それについて私4月以降にですね、 それについて、どういった形になりましたかという形でご確認をさせてい ただいて、また再度そういう形に戻っていただけませんかというお話もさ せていただいております。

前田会長

そのあと回答もしてると思いますよ。前の竹内参事は。

前田会長

話も無いようなんでこれで終わらさしてもらって帰ります。

川竹委員

すいません、資料の関係で質問があるんですけれども、まず今回のこの 意見公募のパブリックコメントについては、出された意見は全てちゃんと 出して頂いているということでよろしいんでしょうか。

浜渦課長

出された意見については全て出してます。

川竹委員

海区のほうの意見は全然入ってなかったんですか。

浜渦課長

誰が出したかということについてはですね、基本的に県としてこれについては公表しないという前提で公表させていただいておりますが、海面の方のご意見もかなり多数いただいておると思われます。

川竹委員

今回の手続なんですけれども、この海区委員会の中で議案 4 号は特別採捕取扱方針についてということで意見を伺いますということなんですが、この会の意見が原案のとおり適当というような意見が出なかった場合にはどういう取り扱いになるんでしょうか。

浜渦課長

このしらすうなぎの取扱方針については、例年、内水面漁場管理委員会 や海区漁業調整委員会の意見を聞いてですね、最終的に県で決定をしてお ります。ただしですね、法定諮問事項ではございません。これについて海 区、内水面の意見を聞いてですね、それについてそういった意見も踏まえ て最終的に決定してという性格のものでございます。 川竹委員

法定諮問事項ではないから意見は伺うけれども、最終的に決定するのは 知事ということでよろしいですか。

浜渦課長

左様でございます。

川竹委員

それは漁業法等の規定上そうなってるということとお伺いしてよろしいですか。

浜渦課長

左様でございます。

川竹委員

あと2つお伺いしたいんですけれども、1つは先ほど、シラスウナギ流通センターさんの集荷状況と単価動向、資料の18ページでお示しいただいたものです。令和3年度の12月の集荷数量は0ということでご報告いただいたんですけれども、平均単価が入っています。これはどういう関係になるか教えていただけますか。

谷口主幹

流通センターさんの単価は、ちょっと先ほどもご説明させていただきましたが、養鰻生産者協議会を開いて、そこで池主が付けた最高価格をもって決定をしております。この年度については漁期の初めに養鰻生産者協議会を行いまして、集荷単価が100万円ということで養鰻生産者協議会で決めました。で、漁期を開始したんですが結果、集荷がなかったということでございます。

川竹委員

ありがとうございます。もう1つですね、意見公募結果のNo.45 なんですけれども、海区漁業調整委員会のことが記載されています。これに対する県の回答が「特別採捕許可取扱方針の内容に直接関係するものではないので回答は控えさせて頂きます」ということなんですが、この件についてもこの委員会について公正性等が欠けるような意見になってしまっているんですけれども、事案を究明するなり調査するなりっていうことはないんですか。

浜渦課長

この件についてですね、基本的にこの意見については取扱方針の中身では無いですので、こういった意見に対する回答はこういう回答とさせていただいております。こういった内容でございましたので、事前にですね、法務担当課の方に委員会での質疑であるとかいうところも想定して整理をさせていただいてるところではございますが、基本的にですね、海区の委員さんについても同じ公務員と。一般的な地公法に基づく一般職の行政職員とは異なるんですけども、これについてこういった中身が事実かどう

かということについてですね、法務文書課と協議した結果、いわゆる独立 した行政機関でございますので、そこの意見というのが重視されるんであ ろうということでございますので、例えば委員会からそういったご要望が ございましたら県としてもそういった事実把握については必要なのかな というふうには考えております。

川竹委員

私は委員会として事実の究明、報告をしていただく必要があるのではないかと考えますが皆さんいかがでしょうか。

蔭山委員

パブリックコメントで、これネットにこたえが載っている訳ですよね。

谷口主幹

これから載せます。

蔭山委員

載るわけよね。それをこのままほったらかしにするというのは、委員会としてはまずいんではないかというふうに思いますんで、もし事実がこうなんであればちゃんと調査すべきだと思います。

浦尻委員

今回の会、なんか凄い雰囲気が悪うなった会になりましたが、今後もシラスウナギについてですね、非常に海と川とが厳しい状況に追い込まれていくんかなと思っています。今後の県におきましてもですね、シラスウナギ、何十年も続いて、12月が1月になったとかで色々バタバタしてますが、今後まだまだ海の方も頑張っていかなければいけないし、川の方も頑張らないといけないし、そこを県が中心になってどういうふうな感じで進めて前へ進んでいくのか、これ7年からは番号がつきますので、さらに摩擦ばっかりがあるような状況になると思いますがよろしくお願いします。それとNo.45の部分についてはですね、内容の意味が分からないんですけど、こういうふうなものが出てきてるんだったらですね、どういう内容かなというのも知ってみたいというのがあります。

小笠原委員

浦尻組合長が最終的に丸くまとめよるようなコメントでしたが、ずっと 私は会長の意見に賛同賛成な形。やっぱりコメントを見ると漁業者があっ て、片方の意見を取り上げて、県のほうが推し進めておるいうふうに取れ ます。それは会長も言われましたが、これはしらすうなぎにかかわらず他 の漁業においてもそういうことが起きてくる可能性があるというのは、先 ほど畠中委員が言われていたようにまぐろの件に関してですね。それを心 配する訳です。それを更に会長が最初から言いよる訳で、それで、こうい うパブリックコメントのこの意見をもって調整委員会で検討する、意見を 聞いて調整する、県に決定をして貰う、承認する、というような運びにい けばもう少しスムーズにいけると思うんですが、私としてはこの4号議案 に関しては賛同はできません。人数が海面漁業者が多いからではないですが、片手落ちのようなその形。ほんで県の方から出てくる言葉は内水面、内水面ですからね。文章の方にも内水面、内水面ですから、私ら海面の関係ですからそのように極端に感じるわけです。ということです。

飯田事務局長

すいません。事務局でございますけども。ちょっと今の議論の整理が必要かと思いますので、しばし小休ということにさしていただいてよろしいでしょうか。

前田会長

小休とします。

(小休)

前田会長

では正会に戻します。各委員の方から、まずご意見を聞きたいのでお願いします。

澳本会長代理

特採がもうきますということで取扱方針となっているものなんですけども、来年度以降、知事許可漁業ということで、来年度以降は生業として漁業という形になってくる中で、やはり今のキロ数の制限というのはだいぶ考えてもらわんといかんかなと。例えば県内の養鰻業者が受入れする数量が600キロということになると、やっぱりそこまでは上限上げてもらわんと話にならんと思います。それから期間についても、今後、海面とそれから内水面、養鰻等との協議の場というものはどうしても今後必要になってくると思いますので、そこのところはやっぱり県がちょっと汗をかいてですね、海面と内水面と養鰻等が協議できる場を設けていかんといかんと思います。

採捕人についてもですね、なかなか枠増やすということは今考えてないということやけども、今後新たに漁業ということになってきた場合に、漁業者の数をどうするのかということなんかも、将来ちょっと問題になってくる可能性があるので、そのあたりもやはりどうしても協議の場はいるし、それから海区調整委員会の中で、そういうことを意見を言って決めていけるような制度改革というか許可については、そういう事もちょっと調整は必要やろうけども、今後やっぱり取り組むべき問題やないかな、というふうに思います。

それから 45番のパブリックコメントのことについては県の方できちっと事実確認をしてこの委員会に報告をしていただきたいと思います。

順番に意見を貰いたいです。

山﨑委員

もうえいって言ゆう。帰りたいばあや。

蔭山委員

今年の取扱方針については特に異存はありません。45番についてはやっぱりちゃんと調査をして、その結果を報告していただきたいというふうに思います。

中澤委員

私も取扱方針については、もう今からでは遅いと思うので異存はありませんけど、来年度から海区の方と内水面の方と養鰻業者の方を入れて、もうちょっと早い段階で、時期についてはすり合わせようとしていただけたらと思います。45番については個人情報のこととかもあると思うんで、書き方とかも考えたらいいんじゃないかと思います。

益本委員

4号議案のパブリックコメントですけども、内水面の方は色々と情報出して、科学的な根拠を持ってこういうふうにしてほしいって言って来てる訳なのに対して、海面の方は、私海面の方なんですけども、意見というか主張があるんであれば、もう少し根拠を整えて意見を出す必要があると思いました。で、そのためにはちょっと時間が足りない。もう少し海面の方でも色々と意見をすり合わせたり、色んな考え方をまとめたりする時間が必要だというふうに思いました。

川竹委員

4号議案のことについては、内水面と海面の方での話合いが進んでいないという中で、意見はどうということではないんですけれども、ただ特別採捕という事を考えると、ここで決めなければゼロになってしまうものだと思いますので、採捕の許可を出して貰わないと皆様かえってお困りになることだと思うので、そのことはしっかり検討しないといけないのではないかなと思いました。

石田委員

私、漁業法第138条の7項で資源管理の学識経験委員としてここにおります。その立場から言わしてもらいますと4号議案についてはですね、絶滅の危機にあるにほんうなぎの資源を継続的に利用するためには、予防的措置として採捕量をこれ以上増やさないという案の内容については異議ありません。また1月からと漁期を行わせるということについてもですね、やはりあゆ資源の保護という観点からもデータも内水面の方は出てますし、それにも、私は異存ありません。

で、意見公募、パブリックコメントの45番ですね。これについても他の方と同じように、一般の方に向けては外部ということで難しいと思いま

すが、この委員会の中ではやはり調査結果を説明する権利というのはいた だきたいと思います。以上です。

問可委員

第4号議案については毎年同じことのもめ事が起きる訳やき、もう少し 県の方でも慎重に、先ほど澳本組合長が言うたようによね、海面と内水面 との、来年度は必ず審議を慎重にして、こんなもめ事がないような委員会 にしてもらいたいと思います。

木下委員

会長の意見には本当に賛成いたします。やはり皆さんが言ってるように 海面、内水面、センター、やはり協議がもっと必要やなかったかなと思い ます。

ほんで、ここで賛成反対言うても、県の知事が最終的な判断をするもので、これにつきましては、僕は反対の方ですが、それとパブリックコメントの6番の2のことですが、密漁者が結構こっちの方でもおる訳で、しらすうなぎを採らなくても道具で捕まえるようなことをぜひやってもらいたい。現行犯、シラスウナギを採ってなかったら押さえれんいうのやっぱり改正してもらいたいですね。道具だけでも。以上です。

前田会長

それでは第4号議案につきまして決議をとってくれとのことなので、決議をとりたいと思います。 賛成の方は挙手をお願いします。

(6名が挙手)

前田会長

反対の方は挙手をお願いします。

(6名が挙手)

前田会長

はい、ありがとうございます。6名対6名なので、最後会長でいいんで すかね。私は反対です。ということで、否決します。はい。反対の意見を 答申します。

次にですねパブリックコメントの 45 番。これを調査するということで 構いませんか。これも採決をするんですかね。

飯田事務局長

はい、挙手で。

前田会長

ではこちらも採決をとりたいので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員が挙手)

はい。全員一致で賛成ということで、はい。あとですね、次は1回これで小休をとりたいと思います。

(小休)

前田会長

正会に復します。続きましてですが、4名の辞表、辞任について審議を 行っていただきたいと思います。辞表を出されている委員のほうは一旦退 出となりますので、後は会長代理、引き続きお願いします。

飯田事務局長

今、会長の方から先にご説明がございましたが、改めて事務局の方から ご説明いたします。高知海区漁業調整委員会会議規則第7条には、委員が 自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事件については議事に あずかることはできないと規定されておりますので、該当の委員様には一 旦ご退出をいただいているところでございます。

澳本会長代理

はい、ただいま事務局から説明がありましたとおり、当委員会の会長代理である私が議長として議事を進めてまいりますのでよろしくお願い致します。それでは前田会長、山崎委員、中川委員、それから前田嘉広委員の辞任について審議をいただきます。どなたかご意見ございませんでしょうか。

木下委員

4人も辞めらす訳にはいかんろ会長から。一辺に4人も辞めたらよね。 会が成立していかんがやないですか。で、僕は辞任には反対です。

澳本会長代理

はい。ありがとうございました。他にご意見ございませんでしょうか。

石田委員

漁業者代表の委員さんが4人抜けるとですね、委員会が構成できないん じゃないかと思います。漁業者代表が過半数を占めないと、海区漁業調整 委員会はいけないということで書いていたはずなので、そういう心配があ ります。以上です。

澳本会長代理

はい、ありがとうございました。他にご意見ございませんか。

畠中委員

私も先ほどの石田委員、木下委員と同様、この会議を運営していくためにはどうしても辞められたら困ると思いますので辞表受理をしないでほしい。以上です。

澳本会長代理

他にはないでしょうか。

澳本会長代理

それではお諮りしたいと思います。4名の方の辞表について受理しない という方の挙手をお願いします。

(全員が挙手)

澳本会長代理

全員の委員の方が受理をしないということになりましたので、受理をしないということで決定をいたします。

(前田会長、山﨑委員が入室)

飯田事務局長

事務局でございます。会長ほか委員3名様の辞任については、全会一致で同意しないということになりましたので、辞職はできないということになりましたのでご報告します。

以後は会長が議長に復していただきまして、報告事項から議事を お願いいたします。

前田会長

では、報告事項に移ります。報告事項の1件目「漁業権の一斉切替えに 関する取扱方針の策定について」、事務局の説明を求めます。

近澤チーフ

それでは、報告事項の括弧1、漁業権の一斉切替えに関する取扱方針 の策定についてご説明いたします。

座って説明させていただきます。

漁業権の一斉切替えに関する取扱方針については、令和4年9月20日、海区漁業調整委員会でご審議していただき、そのときに、漁場計画設定申請書の提出期間の具体的日程、押印の廃止などの様式変更について、申請者の負担を軽くする方向で、さらに見直すことを、事務局に一任していただきました。そして、見直した結果を、令和4年10月5日付けの事務連絡で報告させていただいたところでございます。

資料5の1ページ目をご覧ください。そのときの事務連絡の内容でございます。すでにお読みいただいた方にとっては重ねての説明となりますので、簡単に申し上げたいと思います。新旧対照表をご覧になりながらお聞きください。

まず、資料の3ページ目でございます。右側の「9月20日委員会時点」が、前回の委員会でご審議いただいたときの内容でございます。左側の「見直し結果」が策定した内容でございます。アンダーラインを引いたところが見直した部分でございます。漁場計画設定申請書の提出期

間について、開始日と終了日をそれぞれ6日間遅らせました。各漁業権 者や漁協からの申請期間を確保する意味で調整したものです。

次に、4ページ目をご覧ください。9月20日委員会時点の一覧表では、関係書類の4番目に「印鑑証明書」の記載がございました。漁場計画設定申請書への押印を廃止したことから、この印鑑証明書の1行をこの一覧表から削除いたしました。

その次の、5ページ目をご覧ください。漁業権行使規則認可申請書で ございます。この申請書は、漁業権の登録には、直接関係するものでは ありませんので、押印を廃止することといたしました。

その次の6ページ目は、「構成員、組合員、社員又は株主名簿」の様式でございます。様式の右端に押印の欄がございましたが、この様式についても、漁業権の登録には、直接関係するものではありませんので、押印を廃止することといたしました。

最後に7ページ目は、行使規則制定に関する同意書でございます。一番下の行にご注目ください。右側の「9月20日委員会時点」では、「氏名は必ず自著したうえ、自ら捺印すること」となっていましたが、「署名又は記名押印をすること」に改めました。様式の中程でアンダーラインを引いた3カ所の見直しについては、言葉使いを統一したものでございます。

以上で説明を終わります。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ないようですので、次の報告事項に移ります。

報告事項の2件目、「うなぎ稚魚(しらすうなぎ)採捕による混獲調査について」、事務局の説明を求めます。

谷口主幹

資料6をご覧下さい。こちらは、関係者からしらすうなぎ採捕に係る生物の混獲調査についてご要望がございましたことから、昨年度から調査を行っておりまして、現時点で報告出来る範囲の結果と今年度の計画についてお示しさせていただくものです。詳細な説明については計画の立案や調査を担当している内水面漁業センターから説明させていただきますのでよろしくお願いします。

石川チーフ

内水面漁業センターの石川です。座って説明させていただきます。

かいつまんで説明いたします。まず、1つ目の目的なんですけれども、2つの目的がありました。1つ目は灯火を利用したしらすうなぎ採捕時のあゆ稚仔魚の混獲状況の把握、2つ目は採捕してしまったあゆの生残方法

の模索としてエアレーションをして残るかどうかということを確認しま した。

調査方法ですが、調査期間は令和3年11月から令和4年4月の間に計10回の調査を行っております。なお、便宜上、11月から12月をあゆ流下期、2月以降をアユ遡上期として扱っております。場所については図にありますとおり、浦戸湾周辺で行っております。場所はAの鏡川河口部の南新田町、Bの中間点の横浜及び瀬戸、Cの湾口部にあります種崎又は貴船で行っております。用具につきましては60Wの電球と22センチのすくい網をごく一般的なものとして使用しました。混獲調査は1時間の間にしらすうなぎを採りまして、その間にあゆがどの位混じってしまうのかを把握しました。

2番の生残につきましては、数十尾から数百尾程度のあゆを意図的に掬いまして、バケツの中に収容し、エアのありなしで生き残るか生き残らないかをみてみました。

次に3番の結果です。表1を見ていただきたいんですけども、左側があゆ流下期、右側があゆ遡上期を示しています。しらすうなぎは流下期に湾口部の種崎で2尾が採捕されました。遡上期は河口部の南新田町で15尾、中間点の瀬戸で9尾、種崎で102尾が採捕されました。令和3年度については湾口部で多く採捕されまして、2月以降に増えているという結果となっています。これに対しましてあゆは、流下期に湾口部で6尾、遡上期も同じ湾口部で6尾となっています。しらすうなぎの採捕量に対して遡上期の方が混獲としては少ないという結果になっております。表2のほうを見ていただきますと、これは意図的に採ったあゆの量を示しておりますが、遡上期よりも流下期の方が数が多いということが分かると思います。また、場所に関してみましてら湾口部で多くなっています。また、あゆの蝟集状況も日が遅くなるにつれて減少する傾向にありました。これは、成長に伴ってアユが光に寄って来なくなる、走行性の変化が影響していると思われます。

次に、今年度の計画でございます。令和4年は調査場所を拡大しまして、 県中央部に加えまして、県東部、県西部の河川の河口部でも調査を行うこ ととしております。調査回数については12月から4月に2回ずつ、計10 回を予定しております。また、混獲調査に加えまして、しらすうなぎの来 遊量を系統的に求めるために、河川内に進入してきたしらすうなぎを定置 網で捕らえて、量を把握しようという取組を行います。

説明は以上になります。

前田会長

ただいまの説明についてご意見、ご質問はありませんか。

前田会長 最後の端の②の定置網タイプでやるのは大丈夫なんですか。

石川チーフ 特別採捕許可の方を取りまして、県の関係者で行います。

前田会長 定置網タイプもできるということですか。

石川チーフ 定置網タイプでもできるということで、今準備を進めております。

谷口主幹 特別採捕許可と、それから張り網ですので採捕の許可、漁業許可、張り 網漁法としての許可も必要になってまいりますけれど、34条の21センチメートル以下のウナギの採捕の許可、特別採捕許可とそれから張り網を設置する許可、この2つを取って試験調査をしてまいります。

前田会長 他にご質問はございませんか。

前田会長 ないようでございますので、報告事項について終わります。

前田会長 それでは、これをもちまして、第 15 回高知海区漁業調整委員会を閉会 といたします。本日は、委員の皆様、どうもありがとうございました。

(閉会)

本書は、第22期第15回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議	長	前田	浩志	
議	長	澳本	健也	
議事録署名委員		浦尻	和伸	
議事録署名委員		山﨑	國光	